

むつ市立関根中学校「学校いじめ防止基本方針」

第1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、**本校ではキャリア教育の視点による学年、学級経営の充実や、インクルーシブ教育による共生社会の一員となるための態度の育成と授業改善を通して、いじめがおこりにくい環境づくりに努める。**いじめを認識した場合には放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りながら、**学校全体でいじめの防止【未然防止】と早期発見【初期対応】に取り組む**とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める

第2 いじめ防止等のための対策に基本となる事項

1 基本施策

(1) いじめを生みにくい学校づくり **【未然防止】**

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りながら、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ウ 学校の最重点目標の一つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための活動を行う。

(2) いじめの早期発見のための措置 **【初期対応】**

- ア いじめ調査等
いじめを早期発見するために、在籍する生徒に対して定期的な調査を実施する。
- イ いじめ相談体制
生徒・保護者がいじめに係る相談を行う事ができるよう相談体制の整備を行う。
 - ①スクールカウンセラーの活用
 - ②いじめ相談窓口の設置

(3) 教員の資質向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

2 いじめに対する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、進路指導主事、養護教諭

(※必要に応じむつ市教育委員会、SC、SSW、学校医、児童相談所、むつ警察署)

〈活動〉

①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）

②いじめ防止に関すること

③いじめ事案に対する対応に関すること

④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

〈開催〉

週一回の企画会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

〈いじめ防止体制〉

別紙に記載

(2) 学校による措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止する。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連絡を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者で共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対処

(1) 学校による対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間（概ね年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、むつ市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。（調査委員会）

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 教育委員会による対処

(3) 市長による対処

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 点検・評価の実施及び不断の見直し

(1) 学校評価等における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること

※学校評価の結果は、保護者に公表する。

2 年間計画（教育相談計画含む）

学期	教 職 員	生 徒	保護者・地域
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」について共通理解 ○生徒に関する情報交換 ○学校生活アンケートの実施 必要に応じて教育相談の実施 ○アセスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育 ○学校生活アンケート（4、7月） ※結果を受けて教育相談 ○生徒集会（いじめま宣言の復唱） ○関中ミーティング ○生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日保護者説明会 ○学校参観週間（7月） ○保護者面談（夏休み中）
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒に関する情報交換 ○学校生活アンケートの実施 必要に応じて教育相談の実施 ○アセスの実施 ○学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒集会（いじめま宣言の復唱） ○学校生活アンケート（10月、12月） ※結果を受けて教育相談 ○三者面談（11月） ○生徒集会（いじめま宣言の復唱） ○関中ミーティング 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校三者面談（11月） ○学校参観週間（11月）
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒に関する情報交換 ○学校生活アンケートの実施 必要に応じて教育相談の実施 ○アセスの実施 ○学校評価を基にした年間の反省及び次年度の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒集会（いじめま宣言の復唱） ○学校生活アンケート（1月） ※結果を受けて教育相談 ○生徒総会 	

3 むつ市中学生いじめ防止宣言

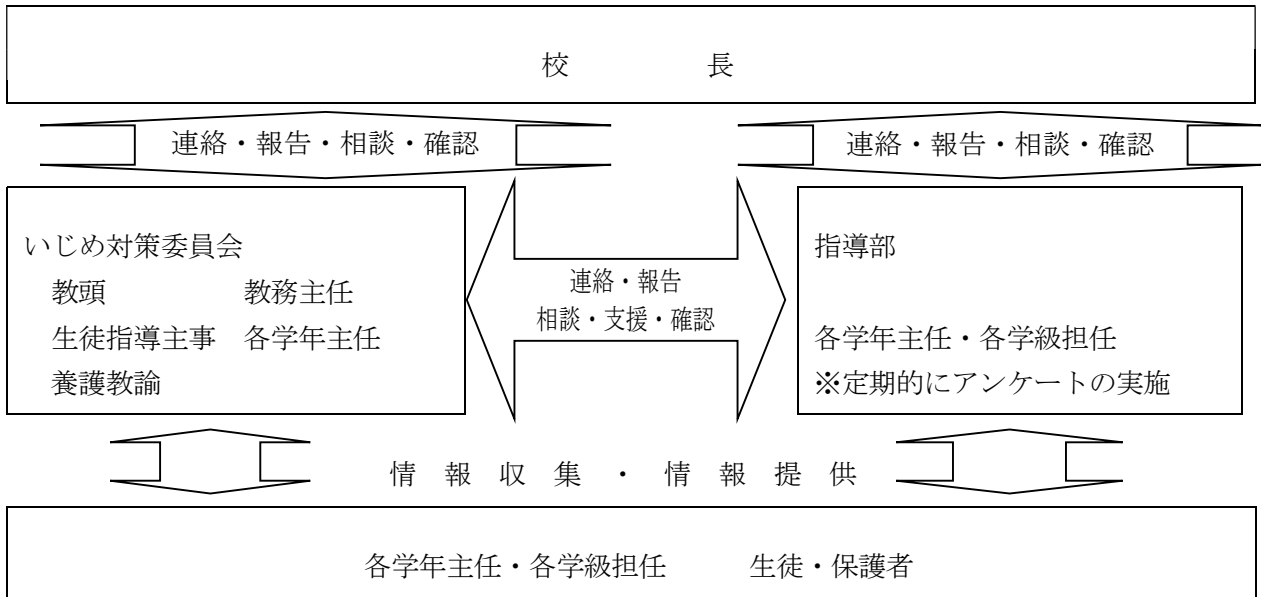
- 一 一人一人がいじめを許さない勇気を持ちます (公正・公平)
- 一 一人ひとりが仲間意識を高めて温かい人間関係を築きます (信頼・友情)
- 一 一人一人がかけがえのない存在であることを認めます (自他の尊重)
- 一 一人一人が仲間との温かい関わりの中で成長します (個性の慎重)
- 一 一人一人が仲間のために思いやりのある行動をします (思いやり)

4 関根中学校いじめま宣言

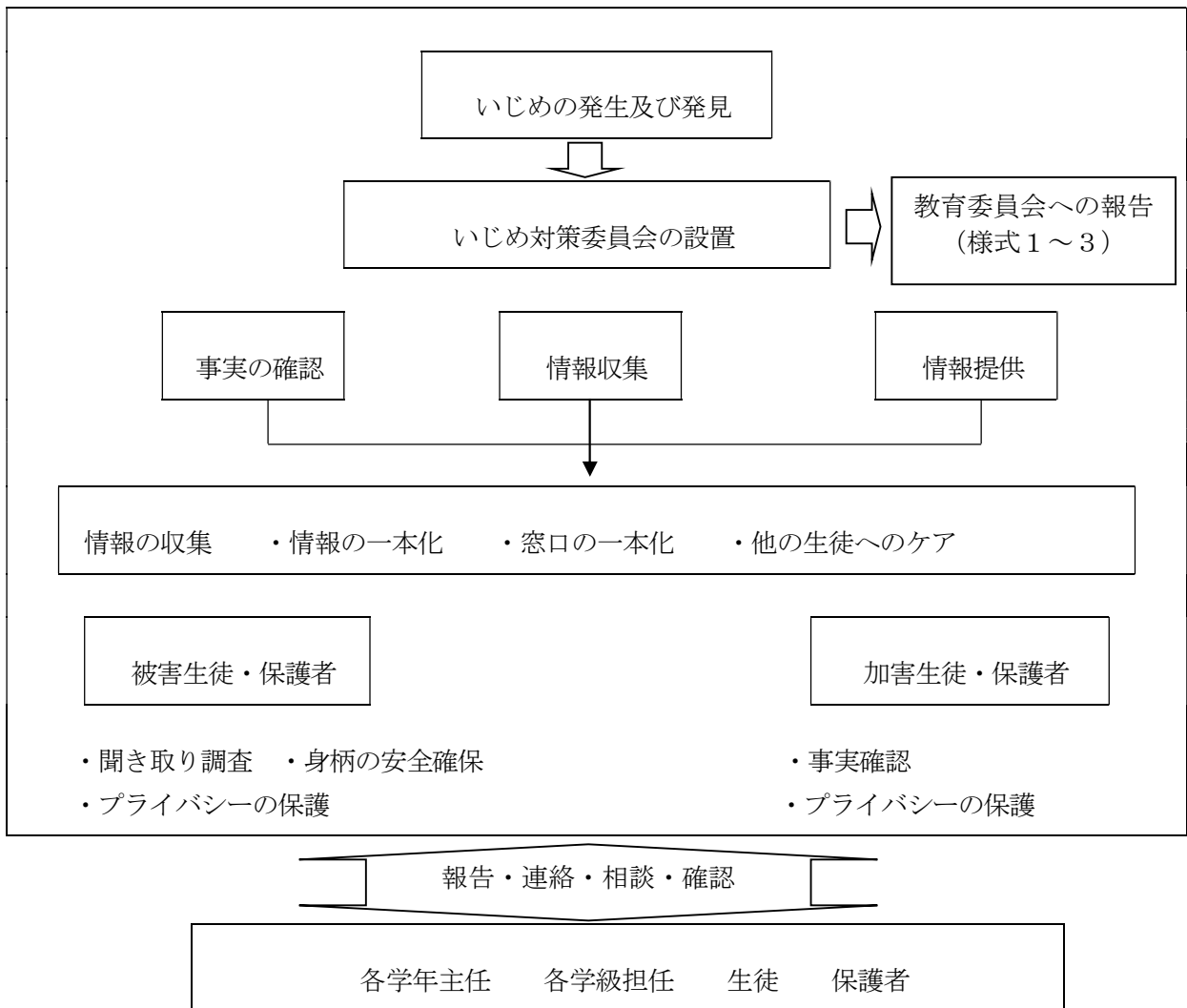
- 一 「自分」がされて嫌な言動やいじめは絶対にしません。
- 一 「相手」に悪意を持ったり、傷つけたりするような言動は絶対にしません。
- 一 誰かの「心」を傷つけて苦しませるようなことは絶対にしません。
- 一 自分と相手の「家族」に迷惑をかけることは絶対にしません。

◎別紙：いじめ防止体制

①平常時



②いじめ発生時



③いじめ発生時（重大事態発生時）

